

手続きチェックシート

転居



深谷市内で

引越しされた方へ

転居届

受付窓口：2 住所異動・印鑑登録

※住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は**新住所**がわかるもの（契約書等）
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード**」
- ・本人確認書類（詳しくは右側をご確認ください）

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可書＞

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか、・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

・健康保険証 ・資格確認書
・年金手帳 ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係
や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転居に関連するおもな手続き

分類	該当	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	1 マイナンバー	
		前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転居届出時にご相談ください		1 マイナンバーまたは 2 住所異動・印鑑登録	
		既に印鑑登録している方	住所は自動的に変更されます			

国民健康保険		国民健康保険に加入している方	新しい資格確認書等の交付	旧住所の資格確認書等	2 住所異動・印鑑登録	
		限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの場合	限度額認定証、特定疾病受療証等の交付	・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証 など	5 国民健康保険	
		→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	国保税の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票	5 国民健康保険	

※社会保険等に加入しているかたの手続きは、勤務先や加入している健康保険組合等にご確認ください。

後期高齢者医療		75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書裏面の住所変更のお願い ※ 3 回目の転居以降は新しい資格確認書の交付（後日送付）	・資格確認書	5 後期高齢者医療	
		→任意記載事項が記載された資格確認書、特定疾病受療証をお持ちの場合	・新しい限度区分併記の資格確認書の交付（限度区分に変更のあった場合のみ後日送付） ・新しい特定疾病療養受療証の交付	・資格確認書 ・特定疾病療養受療証 など		

年金		国民年金に加入中の方または年金を受給中の方	年金の住所変更 ※マイナンバーが収録されていない方のみ ※共済年金の方は共済組合へ届出 ※農業者年金の方は農協へ届出	・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・年金証書（年金を受給中の方のみ）	5 国民年金	
----	--	-----------------------	---	--	--------	--

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

高 齢		要介護認定をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更	介護保険証	8 高齢者福祉の相談 8 介護保険の相談	
		高齢者の福祉サービスを利用中のかた 詳細は担当課までお問い合わせください。	高齢者の福祉サービスの変更等 (例) ・おむつサービス事業 ・ねたきり高齢者等移動支援 ・緊急通報システム ・高齢者配食サービス など	※受付窓口でご相談ください		

障 害		障害者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・各種障害者手帳(身体・療育・精神) ・個人番号を確認する書類（マイナンバーカード、通知カード等）	7 障害福祉の相談	
		→タクシー利用券・燃料費補助を受けている	タクシー利用券・燃料費補助の住所変更			
		→重度心身障害者医療費受給資格を登録している	重度心身障害者医療費受給者の住所変更	・重度心身障害者医療費受給者証		
		→自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を所有している	受給者の住所変更手続き	・自立支援医療（精神通院医療）受給者証		
		→自立支援医療（更生医療・育成医療）の受給者証を所有している	受給者の住所変更手続き	・自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証		
		→障害福祉サービスを利用している	受給者の住所変更手続き	・該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児（者）生活サポート事業登録利用者票		
		→在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当または経過的福祉手当を受給している	受給者の住所変更手続き			
		→生活サポートを利用している	住所変更手続き	・生活サポート事業登録利用者票		

こども		小学生・中学生のお子さんがいて通学区域が変わる方	転校手続き	事前に準備する書類はありませんが、市民課から案内があれば受付窓口へお越しください 前の学校で発行された下記の書類は学校へ提出してください ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	35学校教育課(3F)	
		児童手当を受給している方 (0歳～高校生年代)	※手続きは必要ありません	※公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください	6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要		6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		こども医療費受給資格証をお持ちの方 (0歳～高校生年代)	※手続きは必要ありません		6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		学童保育室に入室しているお子さんがいる方	住所変更 学童保育室の入室相談	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	ひとり親家庭等医療費 ※変更届の提出が必要	ひとり親家庭等医療費受給者証	6 子育て支援・保育園・学童保育室	
		特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育園・学童保育室	

税・料金		上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止の届出	お電話またはホームページで手続きできます	お客様センター （水道庁舎内） 048-577-7543	
		税金などの納付について相談される方	納税相談		4 税の相談	
		三輪以上の軽自動車を所有している方	※軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所でご相談ください		軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 050-3816-3112	
		二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）を所有している方 二輪の小型自動車（250cc超）を所有している方	※埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所でご相談ください		埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027	

その他		犬を飼っている方	犬の登録事項の変更		25環境衛生課（2F）	
		市営住宅を退去する方	市営住宅退去の手続き	※埼玉県住宅供給公社でご相談ください	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-577-6043	
		市営住宅に同居する方	市営住宅同居の手続き			



深谷市

FUKAYA CITY

TEL

048-571-1211（代表）

開庁時間

あさ8時30分～17時15分(木曜のみ19時15分まで ※一部手続きを除く)
(土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。)

なお、支所では転居手続きは受付けておりません。